

## 地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

	平成24年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成28年	3月22日	
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	6月	1日
改正	令和5年	4月	1日
改正	令和5年	9月	1日
改正	令和6年	4月	1日
改正	令和7年	4月	1日
改正	令和7年	6月	1日
改正	令和8年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。

3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(一)(別表第2)
- (3) 医療職給料表(二)(別表第3)

(4) 医療職給料表（三）（別表第4）

(5) 福祉職給料表（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第6に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員については57歳を超える職員）を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員が属する職務の級の最高号給に達したときは、同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、その職員の属する職務の級の最高号給を超えて昇給させることができる。

7 前項ただし書の場合において、最高号給を超える号給及びその額の設定については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 最高号給を超える最初の号給の額は、最高号給に、最高号給とその1号給下位の号給との間差額（以下「最終間差額」という。）を加えた額とする。

(2) 前号を超える号給の額は、それぞれその1号下位の号給に最終間差額を加えた額とする。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給方法）

第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日まで

とする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。

3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（給料の日割計算）

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例（平成14年府中市条例第1号）に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合

(3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

(5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

（家族手当）

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、

同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合

2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支

給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。）及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上5キロメートル未満のもの	2,000円

2 片道5キロメートル以上10キロメートル未満のもの	4,200円
3 片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,100円
4 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	10,000円
5 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,900円
6 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	15,800円
7 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	18,700円
8 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	21,600円
9 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	24,400円
10 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	26,200円
11 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	28,000円
12 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	29,800円
13 片道60キロメートル以上	31,600円

4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住宅手当)

第16条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次項において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし
12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(別居手当)

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合(ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。)
  - (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければ通勤が困難である場合
- 2 別居手当の月額は、20,000円(理事長が別に定めるところにより算定し

た職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

（医師確保手当）

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

- 2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（連携協力手当）

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、日額20,000円を支給する。

- 2 病院に勤務する医師以外の職員で法人が運営する他の病院で連携協力により業務に従事した者に対して、日額1,600円を支給する。

（時間外勤務手当）

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌

日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。
- (1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日(勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日
- (2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日(以下「休日の代休日」という。)

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

- 2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200 円
	宿直及び日直 (週休日又は祝日法による休日等 若しくは年末年始の休日等に勤務 した場合)	20,000 円
その他の職員	宿直及び日直	6,100 円

## 備考

- 1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。
- 2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。
- 3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。
- 4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

## (役職手当)

第25条 職員のうち別表第7に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

- 2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

## (初任給調整手当)

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

- 2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## (賞与)

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別

に定める。

(手当の支給方法)

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支払われるものを除く。）、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(給料等の訂正)

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。

3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。

5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。

6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当(臨時的に支払われるもの)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年府中市条例第16号)その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回る時は、その差額を法人が支給する。

(出向職員の給与)

8 広島県厚生農業協同組合連合会(以下この項において「厚生連」という。)と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

附 則 (平成27年3月24日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(切替日以後、新たに再任用職員となる職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に

相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月30日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月28日理事会議決）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において地方独立行政法人

府中市病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

附 則（令和7年5月27日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和8年1月 日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則別表

1 事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4

21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40

57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	2	1

12	3	1
13	4	1
14	5	1
15	6	1
16	7	1
17	8	1
18	9	2
19	10	3
20	11	4
21	12	5
22	13	6
23	14	7
24	15	8
25	16	9
26	17	10
27	18	11
28	19	12
29	20	13
30	21	14
31	22	15
32	23	16
33	24	17
34	25	18
35	26	19
36	27	20
37	28	21
38	29	22
39	30	23
40	31	24
41	32	25
42	33	26
43	34	27
44	35	28
45	36	29
46	37	30
47	38	31

48	39	32
49	40	33
50	41	34
51	42	35
52	43	36
53	44	37
54	45	38
55	46	39
56	47	40
57	48	41
58	49	42
59	50	43
60	51	44
61	52	45
62	53	46
63	54	47
64	55	48
65	56	49
66	57	50
67	58	51
68	59	52
69	60	53
70	61	54
71	62	55
72	63	56
73	64	57
74	65	58
75	66	59
76	67	60
77	68	61
78	69	62
79	70	63
80	71	64
81	72	65
82	73	66
83	74	67

84	75	68
85	76	69
86	77	70
87	78	71
88	79	72
89	80	73
90	81	74
91	82	75
92	83	76
93	84	77
94	85	78
95	86	79
96	87	80
97	88	81
98	89	82
99	90	83
100	91	84
101	92	85
102	93	86
103	94	87
104	95	88
105	96	89
106		90
107		91
108		92
109		93
110		94
111		95
112		96
113		97
114		98
115		99
116		100
117		101
118		102
119		103

120		104
121		105
122		106
123		107
124		108
125		109
126		110
127		111
128		112
129		113
130		114
131		115
132		116
133		117

3 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6

19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42

55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		

91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

4 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33

46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	

82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			

118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

## 5 福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16

25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52

61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90		
95	91		
96	92		

97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		

## 別表第1(第8条関係)

## 事務職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300

5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		

79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				

116	314,400			
117	314,600			
118	314,800			
119	315,100			
120	315,400			
121	315,700			
122	315,900			
123	316,200			
124	316,500			
125	316,800			

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。

別表第2（第8条関係）

医療職給料表（一）

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	355,100	416,800	480,100	555,000
2	358,400	420,800	482,800	557,200
3	361,600	424,800	485,400	559,500
4	364,800	428,700	488,100	561,700
5	367,900	431,700	490,600	564,000
6	372,000	434,700	493,100	566,600
7	376,000	437,700	495,500	569,100
8	380,000	440,700	498,000	571,800
9	384,100	442,700	500,200	574,200
10	386,800	444,800	502,100	576,800
11	389,400	446,800	504,000	579,300
12	392,000	448,800	505,900	581,800
13	394,600	450,400	507,700	584,000
14	397,400	452,100	509,500	586,400
15	400,200	453,800	511,300	588,900
16	402,900	455,400	513,000	591,200

17	405,100	457,200	514,700	593,300
18	407,700	459,100	516,900	595,700
19	410,300	461,000	519,100	598,100
20	412,900	462,900	521,400	600,600
21	415,600	464,800	523,500	603,100
22	418,300	466,700	525,500	605,100
23	420,900	468,600	527,700	607,300
24	423,300	470,300	529,800	609,400
25	425,600	472,300	531,700	611,300
26	427,800	474,200	533,700	613,500
27	429,800	476,100	535,700	615,600
28	431,900	477,500	537,500	617,700
29	434,000	479,200	539,200	619,700
30	435,500	481,000	541,000	621,400
31	437,000	482,800	542,800	623,200
32	438,500	484,600	544,600	625,000
33	439,900	486,300	546,000	626,300
34	441,300	488,100	547,800	628,700
35	442,800	489,900	549,600	631,000
36	444,200	491,700	551,400	633,300
37	445,500	493,400	552,900	635,200
38	447,000	495,200	554,700	637,100
39	448,400	497,000	556,500	639,200
40	449,800	498,800	558,200	641,200
41	451,100	500,700	559,800	642,700
42	452,600	502,600	561,600	644,700
43	454,000	504,500	563,200	646,700
44	455,400	506,400	564,900	648,500
45	456,800	508,100	566,200	649,900
46	458,200	509,900	567,800	651,700
47	459,500	511,700	569,200	653,600
48	460,900	513,300	570,900	655,500
49	462,300	515,100	572,300	656,800
50	463,600	516,900	573,700	658,700
51	465,000	518,400	575,100	660,700
52	466,400	519,800	576,500	662,700

53	467,700	521,500	577,400	663,600
54	469,100	523,300	578,400	665,400
55	470,400	525,000	579,400	667,300
56	471,800	526,500	580,400	669,000
57	473,200	527,800	581,400	670,500
58	474,900	529,100	582,100	671,900
59	476,500	530,400	583,000	673,400
60	478,000	531,400	583,900	674,900
61	479,600	532,700	584,700	676,000
62	480,800	534,000	585,600	677,600
63	481,900	535,300	586,400	678,900
64	483,000	536,300	587,300	680,500
65	484,000	537,100	588,200	681,900
66	484,900	537,900	589,100	683,400
67	485,800	538,700	590,000	685,000
68	486,600	539,600	590,700	686,400
69	487,300	540,400	591,600	687,600
70	488,000	541,200	592,500	689,100
71	488,700	541,900	593,400	690,600
72	489,300	542,700	594,100	691,900
73	489,900	543,500	595,000	693,300
74	490,600	544,200	596,300	694,800
75	491,200	545,100	597,000	695,600
76	491,800	546,000	598,300	697,100
77	492,100	546,800	599,500	698,400
78	492,700	547,700	600,700	699,800
79	493,300	548,600	601,800	701,100
80	494,000	549,400	603,100	702,600
81	494,400	550,200	604,300	703,800
82	495,000	551,000	605,500	705,200
83	495,700	551,700	606,700	706,600
84	496,400	552,500	607,900	707,800
85	496,800	553,400	609,100	709,000
86	497,400	554,300	610,300	710,300
87	498,000	555,200	611,500	711,600
88	498,500	556,000	612,700	712,900

89	499,000	556,900	613,700	714,200
90	499,500	557,800	614,900	715,500
91	500,000	558,700	616,100	716,700
92	500,500	559,500	617,300	718,100
93	500,900	560,400	618,400	719,200
94	501,400	561,300	619,600	720,600
95	501,800	562,200	620,800	721,800
96	502,200	563,000	622,000	723,200
97	502,700		623,000	724,200
98	503,300		624,200	725,600
99	503,800		625,400	726,800
100	504,200		626,600	728,200
101	504,700		627,600	729,200
102	505,300		628,900	730,600
103	505,900		630,100	731,800
104	506,400		631,300	733,200
105	506,900		632,300	734,100
106			633,500	
107			634,700	
108			635,900	
109			637,100	
110			638,300	
111			639,500	
112			640,700	
113			641,800	
114			643,100	
115			644,300	
116			645,500	
117			646,600	

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。

別表第3(第8条関係)  
医療職給料表(二)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200

37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	

74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	
89		303,800	342,000	363,300	
90		304,000	342,200	363,600	
91		304,200	342,600	363,800	
92		304,400	342,900	364,100	
93		304,800	343,100	364,400	
94		305,000	343,400	364,800	
95		305,200	343,700	365,200	
96		305,500	343,900	365,600	
97		305,800	344,100	366,100	
98		306,000	344,400	366,500	
99		306,200	344,700	366,900	
100		306,500	344,900	367,300	
101		306,800	345,100	367,800	
102		307,000	345,300		
103		307,200	345,700		
104		307,500	345,900		
105		307,800	346,100		
106			346,400		
107			346,800		
108			347,200		
109			347,400		

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理

学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

## 別表第4(第8条関係)

## 医療職給料表(三)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500

28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	

65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	

102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		

139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			
153	318,400	351,400			
154	318,600				
155	318,800				
156	319,100				
157	319,400				
158	319,700				
159	320,000				
160	320,300				
161	320,700				
162	321,000				
163	321,300				
164	321,600				
165	322,000				
166	322,300				
167	322,600				
168	322,900				
169	323,300				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5(第8条関係)

福祉職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	212,700	267,600	299,600	325,700
2	214,400	269,000	300,500	327,400
3	216,000	270,300	301,300	328,900
4	217,700	271,600	302,200	330,300
5	219,200	273,000	303,100	331,500
6	220,800	274,000	304,000	332,900
7	222,400	275,000	304,900	334,200
8	224,000	276,000	305,700	335,600
9	225,600	276,900	306,500	337,000
10	227,400	277,800	307,500	338,500
11	229,200	278,800	308,700	339,900
12	230,200	279,700	309,700	341,300
13	231,200	280,800	310,900	342,700
14	232,300	281,700	312,000	344,200
15	233,500	282,600	313,100	345,800
16	234,600	283,400	314,100	347,300
17	235,600	283,900	315,100	348,800
18	236,600	284,600	316,200	350,400
19	237,500	285,400	317,200	351,900
20	238,500	286,100	318,200	353,400
21	239,500	287,000	319,200	354,900
22	240,900	287,900	320,200	356,400
23	242,200	288,800	321,200	357,900
24	243,500	289,700	322,100	359,400
25	244,800	290,700	323,100	360,900
26	246,100	291,600	324,000	362,500
27	247,400	292,400	325,000	364,000
28	248,600	293,300	326,000	365,500
29	249,700	294,200	327,000	366,700
30	250,600	295,000	328,000	368,200
31	251,400	295,900	329,100	369,700
32	252,200	296,700	330,200	371,200

33	253,200	297,700	331,200	372,500
34	254,000	298,700	332,300	374,000
35	254,800	299,700	333,400	375,500
36	255,600	300,500	334,400	377,000
37	256,300	301,400	335,400	378,400
38	257,000	302,300	336,400	379,800
39	257,700	303,300	337,500	381,100
40	258,400	304,100	338,500	382,500
41	259,200	305,000	339,500	383,500
42	259,800	305,900	340,400	384,600
43	260,400	306,800	341,300	385,500
44	261,000	307,700	342,200	386,600
45	261,400	308,600	342,900	387,300
46	261,900	309,500	343,600	387,900
47	262,400	310,400	344,200	388,500
48	262,800	311,200	344,800	389,200
49	263,200	312,000	345,400	390,000
50	263,800	312,900	346,000	390,700
51	264,300	313,700	346,500	391,500
52	264,800	314,500	347,100	392,200
53	265,200	315,400	347,700	393,000
54	265,700	316,300	348,200	393,700
55	266,100	317,300	348,700	394,400
56	266,500	318,200	349,200	395,000
57	267,000	319,000	349,600	395,300
58	267,400	319,900	349,800	395,900
59	267,800	320,800	350,200	396,500
60	268,100	321,700	350,700	397,200
61	268,500	322,600	351,000	397,600
62	268,900	323,400	351,400	398,300
63	269,200	324,300	351,800	398,900
64	269,500	325,100	352,200	399,500
65	269,900	325,800	352,600	399,900
66	270,300	326,700	353,100	400,400
67	270,600	327,500	353,500	401,000
68	270,900	328,300	354,000	401,500
69	271,300	328,900	354,200	401,900

70	271,600	329,400	354,700	402,400
71	271,900	329,900	355,100	402,900
72	272,300	330,400	355,500	403,400
73	272,700	330,800	355,800	403,900
74	273,000	331,300	356,200	404,300
75	273,400	331,800	356,700	404,600
76	273,700	332,300	357,100	404,900
77	274,000	332,600	357,300	405,100
78	274,400	332,900	357,600	405,300
79	274,800	333,300	358,000	405,600
80	275,100	333,600	358,400	405,900
81	275,300	333,900	358,700	406,100
82	275,600	334,200	359,000	406,400
83	276,000	334,400	359,400	406,700
84	276,300	334,700	359,800	406,900
85	276,500	335,100	360,100	407,100
86	276,800	335,500	360,500	
87	277,200	335,800	360,900	
88	277,500	336,000	361,100	
89	277,800	336,500	361,400	
90	278,100	336,900		
91	278,400	337,100		
92	278,700	337,400		
93	279,000	337,800		
94	279,400	338,200		
95	279,800	338,500		
96	280,100	338,800		
97	280,300	339,000		
98	280,700	339,300		
99	281,000	339,600		
100	281,300	339,900		
101	281,600	340,300		
102	281,900	340,500		
103	282,200	340,800		
104	282,500	341,200		
105	282,700	341,600		
106	282,900	341,900		

107	283,200	342,200	
108	283,500	342,500	
109	283,800	342,800	
110	284,100	343,200	
111	284,400	343,500	
112	284,600	343,700	
113	284,900	343,900	
114	285,100	344,200	
115	285,400	344,400	
116	285,800	344,700	
117	286,100	344,900	
118	286,400		
119	286,700		
120	287,000		
121	287,200		
122	287,400		
123	287,800		
124	288,100		
125	288,300		
126	288,600		
127	288,900		
128	289,300		
129	289,500		
130	289,900		
131	290,300		
132	290,600		
133	290,800		
134	291,100		
135	291,500		
136	291,800		
137	292,000		
138	292,300		
139	292,600		
140	292,900		
141	293,100		
142	293,300		
143	293,500		

144	293,700		
145	294,100		
146	294,300		
147	294,600		
148	294,900		
149	295,200		
150	295,400		
151	295,700		
152	295,900		
153	296,200		

備考 この給料表は、病院に勤務する介護福祉士等の介護職（平成31年4月1日以降採用）、保育士に適用する。

別表第6（第8条関係）

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等
	7級	事務長等
医療職（一）	1級	医員等
	2級	医長、医員等
	3級	副院長、医長等
	4級	院長等
医療職（二）	1～4級	薬剤師等
	5級	主任等
	6級	科長等
医療職（三）	1～3級	看護師等
	4級	主任等
	5級	看護師長等
	6級	看護部長等
福祉職	1～2級	介護福祉士等
	3級	主任等

	4 級	科長等
--	-----	-----

備考 理事長が特に必要と認めるときは、上位又は下位の級に決定することができる。

## 別表第 7 (第 2 5 条関係)

## 役職手当額表

役職名	支給月額
院長	1 7 5, 0 0 0 円
副院長	1 0 0, 0 0 0 円
医長	7 0, 0 0 0 円
医員	5 0, 0 0 0 円
看護部長	7 0, 0 0 0 円
看護副部長	6 0, 0 0 0 円
看護師長、科長、施設科長、室長（事務局及び地域医療連携室に限る。）	5 5, 0 0 0 円
主任（医療職（二）、医療職（三）及び福祉職の給料表を適用する者に限る。）	2 5, 0 0 0 円
事務長（事務局長兼務者）	1 0 0, 0 0 0 円
事務長（事務局次長兼務者）	8 0, 0 0 0 円
課長	5 5, 0 0 0 円
主幹	4 0, 0 0 0 円
係長	2 5, 0 0 0 円